

1	<p>営業時間短縮要請の対象施設について、飲食店のみとした理由は。</p>	<p>感染の機会としては、マスクを外す場面をなくすことが非常に重要だと考えており、飲食をする場面ではマスクを外さなければならず、家族等以外のとの飲食の機会を減らすことが重要と考え、飲食店に時短要請を行うこととしました。</p> <p>また、国の分科会において示された「感染リスクが高まる5つの場面」において「飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。」、「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。」と指摘されていることから、飲食店等に限って営業時間短縮の要請を行うこととしました。</p>
2	<p>営業時間短縮要請や外出自粛要請の根拠は。</p>	<p>2つの要請はいずれも、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく要請です。</p>
3	<p>要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。</p>	<p>今回の要請は新型インフルエンザ等特別措置法に基づく要請であり、罰則も定められておらず、強制的な措置ではありません。</p>
4	<p>20時までに客が入れば、それ以降まで営業してよいか。</p>	<p>今回の要請は、「全ての飲食店」に対して、「20時から5時までの営業自粛（酒類の提供は19時まで）」を要請するものであり、20時までに客が入り、それ以降まで営業している場合、要請に依っていると判断されません。（協力金の対象にはならない）</p>

5	今回の要請について、協力金は支給するのか。	支給いたします。支給要件や不支給要件は、県HP等でご確認ください。								
6	協力金の支給額は。	<p>支給額の目安表を、県HPに掲載しておりますので、ご確認ください。以下の計算式が基本となります。詳細は別途計算してください。</p> <p>●中小企業または個人事業主の場合 国の支援策に基づき、1日当たりの協力金額は「前年度又は前々年度の1日当たりの売上高×0.3（千円未満切り上げ）」となります。 なお、1日当たりの単価の下限は2万5千円、上限は7万5千円です。 また、大企業と同様の計算方式も選択可能です。</p> <p><参考></p> <table border="1" data-bbox="678 743 1846 1043"> <thead> <tr> <th>1日当たりの売上高</th> <th>1日当たりの協力金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8万3333円未満</td> <td>2.5万円</td> </tr> <tr> <td>8万3333円～25万円</td> <td>2.5万円～7.5万円 (売上高に応じて算定)</td> </tr> <tr> <td>25万円超</td> <td>7.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>●大企業の場合 国の支援策に基づき、1日当たりの協力金額は「前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高減少額×0.4（千円未満切り上げ）」となります。 なお、1日当たりの単価上限は、「20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3 のいずれか低い額」になります。</p>	1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額	8万3333円未満	2.5万円	8万3333円～25万円	2.5万円～7.5万円 (売上高に応じて算定)	25万円超	7.5万円
1日当たりの売上高	1日当たりの協力金額									
8万3333円未満	2.5万円									
8万3333円～25万円	2.5万円～7.5万円 (売上高に応じて算定)									
25万円超	7.5万円									

7	<p>元々の営業時間が20時前までで、要請の期間中休業したが、協力金の支給対象にならないのか</p>	<p>支給対象になりません。要請の以前には20時から翌朝5時までの間に営業しており、今回の要請を受けて営業時間の短縮を行った店舗が対象となります。</p>															
8	<p>通常は、20時から24時まで営業していたが、要請の期間中休業した。協力の対象になるか。</p>	<p>支給対象になります。 < 協力金の対象の可否 (例) ></p> <table border="1" data-bbox="653 572 1808 883"> <thead> <tr> <th>元々の営業時間</th> <th>店舗の対応</th> <th>協力金支給の可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17時～23時</td> <td>17時～20時に短縮</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17時～24時</td> <td>17時～20時に短縮</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>17時～19時</td> <td>休業</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>20時～24時</td> <td>休業</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>※20時以降のテイクアウトの実施の有無については、協力金の支給に影響しない ※週のうち、特定の曜日に20時以前に閉店している曜日があったとしても、恒常的に20時以降まで営業している曜日があつて、要請に応じた場合は、協力金の支給対象となる。</p>	元々の営業時間	店舗の対応	協力金支給の可否	17時～23時	17時～20時に短縮	○	17時～24時	17時～20時に短縮	○	17時～19時	休業	×	20時～24時	休業	○
元々の営業時間	店舗の対応	協力金支給の可否															
17時～23時	17時～20時に短縮	○															
17時～24時	17時～20時に短縮	○															
17時～19時	休業	×															
20時～24時	休業	○															
9	<p>協力金は営業補償なのか。</p>	<p>営業時間短縮等への協力に対する協力金であり、営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではありません。</p>															

10	支給金額が足りないのではないか。	営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではないことをご理解ください。
11	同一の経営者が経営している複数の店舗について、まとめて申請してよいか。	<p>同一の個人事業主または法人が複数の店舗を営している場合には、まとめて申請していただけます。</p> <p>なお、法人格が異なる場合は、協力金の振込先は各法人の口座になるので、個別に申請をお願いします。</p>
12	百貨店やモールなどにテナントとして入居しているが対象となるか。	<p>テナントとして入居している中小事業者等でも対象となりえます。</p> <p>その場合、テナント毎に営業時間の短縮を行ったかの確認をする必要があります。</p>
13	事業を始めたばかりだが、支給対象となるのか。	営業時間短縮の要請期間以前の営業活動が確認できる場合は対象となります。
14	時短要請期間中にオープンした店は支給対象となるのか。	協力金は、要請の日より前に開業していることが要件になるため、時短要請期間中にオープンした場合は、今回の協力金の対象にはなりません。

15	<p>県内に複数の事業所がある場合、全ての事業所で営業時間を短縮する必要があるか。</p>	<p>原則として、感染拡大市町村にある営業時間短縮要請の対象となる全ての事業所で営業時間短縮にご協力いただく必要がありますが、1店舗でも、営業時間を短縮していれば、応じた店舗分の協力金を支給させていただきます。</p> <p>したがって、店舗が要請対象外地域にもある場合に、要請地域の店舗が営業時間を短縮していればその分協力金を支給します（要請対象外の地域の店舗については、県は要請していないため短縮する必要はありません。）</p>
16	<p>フランチャイジーでも協力金の対象になるか。</p>	<p>フランチャイジーであっても、要請対象施設であり、該当する期間、要請に応じていれば、協力金の対象となります。</p>
17	<p>本社は県外だが対象になるか。</p>	<p>本社が県外であっても茨城県内にある事業所が要請に応じていれば、対象となります。</p>
18	<p>令和元年も令和2年も確定申告を行っていないが、協力金の申請は可能か。</p>	<p>法令上、確定申告が不要であるなどの理由で、確定申告をしていない場合でも協力金の申請は可能です。</p> <p>なお、協力金の額を1店舗あたり25,000円/日として申請する場合は、確定申告書等の添付を省略します。</p> <p>制度の詳細は、県HP等で確認してください。</p> <p>また、基本的には、確定申告は法令上、必要があるものですので、令和3年の確定申告は行うようにしてください。（例外有り）</p>

営業時間短縮要請の対象については、県HP掲載の要請対象に関するQ&A「営業時間短縮の要請及び協力金に係るFAQ（要請対象について）」をご確認ください。